

第1章 総則

第1条（名称）

本会は「石塚結選手後援会」と称する。

第2条（目的）

本会は石塚結選手の競技活動を支援し、その成績向上を図ることを目的とする。

第3条（事務所）

本会の事務所は、東京都江東区千田 13-13 森井整形外科に所在地に置く。

第2章 会員

第4条（会員資格）

本会の会員は、石塚結選手を支援する意志を有する個人または法人、団体とする。

第5条（入会手続き）

会員となることを希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入の上、承認を得るものとする。

第6条（会費）

会員は、年会費は以下のものとする（年間とは4月1日開始、翌年3月31日までとする）

- ・個人会員 5000円（1口）以上
- ・法人・団体会員 100000円以上 詳細はスポンサー契約を別紙にて記載

第3章 役員

第7条（役員の種類と任期）

本会には、以下の役員を置く。

- ・会長：鈴木寿雄（茨城県スキー連盟会長）
- ・理事：川崎仁一（株式会社カワサキフィールドサービス社長）
- ・事務局長：森井太郎（森井整形外科理事長）
- ・会計監査：1名 決定済み

役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第4章 会議

第8条（総会）

総会は年1回開催し、会員は総会に出席する権利を有する。

第9条（理事会）

理事会は、本会の運営に関する重要事項を決定する。

第5章 その他

第10条（会則の変更）

会則の変更は、理事会の決議により行う。

以上